

JMRC 近畿ラリー部会互助会制度

JAF 近畿地域クラブ協議会ラリー専門部会（以下、「ラリー部会」という。）において、JMRC 近畿ラリー部会互助会制度（以下、「本制度」という。）をここに定める。本互助会制度はラリー部会が、制度と運営と責任を持って行う。

なお、JAF 近畿地域クラブ協議会は瑕疵責任がないものとする。

第1条 目的

ラリー競技の振興を図るため本制度をもって運営する。

本制度は各競技会のみにも有効な見舞金であり、第2条に定める競技会において、対人の死亡事故および対物事故に対する見舞金給付を目的とする。

第2条 対象競技会

1. JMRC 近畿正会員がオーガナイズする JAF 公認（クローズド競技及び講習会を含む）で、特別規則書等でオーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。ただし、全日本ラリー選手権競技会は除く。
2. 近畿地区以外でのラリー競技会に参加する場合、その競技会オーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。

第3条 加入条件

1. 加入者が JMRC 近畿個人会員であること。
2. JAF 競技ライセンス未取得者については、最初の競技会参加時には加入を認めるが、2 回目以降は、JAF 競技ライセンス取得後本条 1. に従い加入を認める。

第4条 申込み手続き

各競技会参加申し込み毎に加入者が所定の申込書と会費を競技会事務局に送付し、オーガナイザーから提出された名簿により、ラリー部会互助会担当が確認した時点で完了となる。

第5条 有効期間

参加確認受付時から競技終了（最終 TC、もしくは最終 CP）までとする。

第6条 会費

1. SS ラリーシリーズ参加者は、1 競技会につき 7000 円 / 1 台とする。
2. アベレージラリーシリーズ参加者は、1 競技会につき 5000 円 / 1 台とする。
3. 競技ライセンス未取得者については、1 競技会につき 7000 円 / 1 台とする。
4. 会費は返金しない。

第7条 対人見舞金給付額

1. 死亡時には、第6条の会費を納めたものに対して1 競技会、最高 400 万円を給付する。

2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第8条 対物見舞金給付額

1. 第6条の会費を納めたものに対して1競技会、最高30万円（免責10万円）を給付する。
2. 車両（リタイヤ車両を含む）への対物事故は給付の対象としない。
3. 対物見舞金制度を利用した加入者は、以降1回につき、免責額を2万円増額する。

第9条 見舞金受取人

1. 第7条の見舞金給付額に基づき被害者の法定相続人とする。
2. 第8条の対物見舞金給付額に基づき加入者とする。

第10条 見舞金申請の方法

1. 事故発生の際は、オーガナイザーは所定の事故報告書を14日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。
2. 対人見舞金の申請は、法定相続人又はその代理人が、所定の申請用紙に必要事項を記入し、死亡診断書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から90日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。
3. 対物見舞金の申請は、加入者が所定の申請用紙に必要事項を記入し、写真、修理見積書、請求書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から30日以内にラリー部会互助会担当に提出すること。

第11条 見舞金給付審査

1. 第10条の申請に基づき、ラリー部会で審査し決定する。
2. 瑕疵（無免許、無資格、飲酒、違法行為など）が判明した場合、支払いはしない。

第12条 不正受給の措置

ラリー部会は見舞金給付後に不正が発覚した場合、見舞金の返還を求めることができる。
不正が悪質と認められる場合はポイントを没収し、司法に通報しJMRC近畿運営委員会に報告する。

第13条 会計

1. 本制度の会計はラリー部会予算からは独立し、ラリー部会互助会担当により管理される。
2. 給付額が会費額を超過した場合は、ラリー部会から借入して支払い、以降会費にて返金する。

第14条 改定

1. 対人見舞金給付事案が起きた場合は、会費及び見舞金給付額の見直しを実施することがある。
2. 本制度の改定は、ラリー部会が決定し、JMRC近畿運営委員会が承認する。

第15条 施行

本制度は、2019年1月1日より施行される。

以上